基山町農業委員会会議録

平成30年3月1日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し 委員会議を開催する。

出席者 14 名

欠席者 0 名

番委員	委	員	氏	名	出欠	番委員	委 員 氏 名 出 欠
1	大	村		廣	出席	8	大 久 保 敏 幸 出席
2	水	田	久	男	出席	9	簑 原 茂 行 出席
3	藤	田	俊	_	出席	1 0	茂 木 清 三 郎 出席
4	木	原	秀	樹	出席	1 1	坂 本 勇 一 出席
5	熊	本	富	雄	出席	園部	権藤嘉徳出席
6	井	上	忠	雄	出席	宮浦	吉 田 猛 出席
7	酒	井	敏	幸	出席	長野・小 倉	舟 木 壽 出席

本会の書記 上田 智子

審議事項

第4号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第5号議案	農地法第4条の規定による許可申請	2件
第6号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	19件
報告第6号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第7号	農地法第 18 条の規定による届出受理報告	4件
その他	盛土届について	1件

審議開始15時00分審議終了16時30分

平成30年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議長

只今から、平成30年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署 名人は、5番委員と6番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第4号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第4号議案1番朗読

この件につきましては、売買による所有権移転となっております。

権利を取得しようとする農地については、譲渡人の労力不足による経営縮小により所有権移転の申請をされています。移転後も、田として利用する予定です。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農業機械の所有状況や農業 従事の状況ついても問題ないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件 を満たすと考えられます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事していますので、農作業に常時従事する条件を満たすと考えられます。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が26,868㎡となり、下限面積である3反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

申請地は、大興善寺駐車場付近の圃場になります。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

譲受人が、今までも作っておられました。譲渡人は、父親が亡くなられて、農業は全くしておりません。今回の申請地の隣の圃場も譲受人が作っておられます。 全く問題ないと思います。

他に意見はありませんか。なければ、第4号議案1番は許可したいと思いますが、 賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議長

第4号議案1番は、全員一致で許可します。

次に第5号議案農地法第4条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第5号議案1番朗読

この件につきましては、田1,716㎡を山林として管理するため転用をされます。 転用後は、杉を375本植樹する予定です。

場所は、城戸インターそばの圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

山の谷間の圃場で日当たりも悪く17年くらい耕作してなかったと思います。水路もなく、水掛りも悪かったので杉を植えての管理は仕方ないと思います。

6番委員

申請地は、何枚かに分かれていますか。

7番委員

4枚くらいに別れていたと思います。しかし、猪の被害も酷くあぜも崩されています。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第5号議案1番は認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

第5号議案1番は、全員一致で認定します。

次に、第5号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第5号議案2番朗読

この件につきましては、田912.60㎡に太陽光発電装置を設置するため転用されます。この面積に太陽光パネルを288枚設置する予定です。

場所は、1区鎮西隈集落南側の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

秋光側の角の圃場になります。今まで田を作っていましたが、隅合いだったので荒らした所もあり太陽光パネルを設置したいという意向がありました。

現地を見ましたが、他の農地に影響がないと思いますので、問題ないと思います。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第5号議案2番は認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第5号議案2番は、全員一致で認定します。

次に、第6号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申請があったので計画 の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案1番朗読

この件は、貸し手の農業廃止により、使用貸借権を設定するものです。期間は 5年です。場所は、宮浦インターそばの圃場です。

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

借り手が最近、体調が思わしくないようですが、息子が2人おり、よく手伝いもしているようで問題なく作ってくれると思います。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案1番は計画決定したい と思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第6号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第6号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案2番朗読

2番は、貸し手の農業廃止により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区天台寺地区の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

丸林地区から本福寺に上がっていく道にきやまファームがエミューを飼育していますが、そのすぐ下の圃場になります。20年近く耕作しておりません。以前は、牧草地としていましたが、それも一昨年くらいからやめております。

そのまましておりましたら、耕作放棄地になる可能性が高く、貸し手と借り手に話をしたところ、借り手がエミューを飼育するとのことで今回の申請となりました。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案2番は計画決定したい と思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第6号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第6号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案3番朗読

3番は、貸し手の高齢化により賃借権を設定するものです。期間は3年で、賃借料は全筆で150kgです。場所は、4区仁蓮寺集落内の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

昨年末まで別の方と契約を結ばれておりました。その契約が終了し、今回新た に契約を結ぶ形となります。

借り手の方について、あまり面識がないのですが、現地を見に来た上で貸し手 と話をされて契約をされましたので問題ないと思います。

6番委員

借り手は、どのくらい耕作をされていますか。共乾は、どこにだしていますか。

2番委員

野菜も含めて、だいぶ作ってあります。自分の所で乾燥機があり共乾には出して なかったと思います。弟がおり農業を手伝っております。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案3番は計画決定したい と思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第6号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第6号議案4番、5番について借り手が同じになる関連した案件になり

ますので一括して上程したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案4番、5番朗読

4番は、貸し手の農業廃止により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、城戸インターそばの圃場です。

5番は、貸し手の農業廃止により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、城戸インターそばの圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

昨年まで、今回の借り手は、蓮華をまいて養蜂をされておりました。その関係でここを借りて耕作を行うとの事です。問題ないと思います。

5番委員

新規の申請ですが、今までは何を作られていたのですか。

7番委員

田として利用されていました。前任者の方が体調を崩されて、急きょお願いされたようです。

事務局

借り手に確認をしたとろ、米を作るとの事です。

7番委員

養蜂は、裏作だと思われます。バイパスのすぐ裏でコンクリ舗装をしてあり、 草刈りもほとんど無いと思われます。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案4番、5番は計画決定 したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

第6号議案4番、5番は、全員一致で決定します。 次に、第6号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案6番朗読

6番は、貸し手の兼業による経営縮小により、賃借権を設定するものです。期間は5年で、賃借料は年30kgです。場所は、正応寺インターそばの圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

貸し手は、借り手の叔父になります。本人が作ってあったのですが、貸し手が 耕作している農地が多くて手が回らないということで叔父に作ってもらうよう にお願いしたとの事です。問題ないと思います。

農地利用最適化推進委員(園部地区)

この農地は水掛りが悪く、貸し手が佐賀から通って耕作するのが大変というの もあったようです。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案6番は計画決定したい と思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第6号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第6号議案7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案7番朗読

7番は、貸し手の農業廃止により賃借権を設定するものです。期間は3年で、 賃借料は10アールあたり20kgです。場所は、県道平等寺線沿い、葬祭公園入口か らさらに筑紫野市へ向かったところの圃場です。

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

この農地は、柿の原の $4 \sim 5$ 名で耕作しております。今回新たに名義を変更しました。作り方は以前と変わりません。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案7番は計画決定したい と思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第6号議案7番は、全員一致で決定します。

次に、第6号議案8番、9番について、借り手が同じで関連する議案になりますので一括して上程したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案8番、9番朗読

8番は、貸し手の高齢化により賃借権を設定するものです。期間は3年で、賃借料は10アールあたり20kgです。場所は、つくし整形外科そばの圃場です。

9番は、貸し手の病気等による労力不足により賃借権を設定するものです。期間は3年で、賃借料は10アールあたり20kgです。場所は、1区公民館そばの圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

8番の貸し手が昨年、奥様を亡くされて本人も足を悪くされて農業が出来ない 状況です。他に耕作できる人がおらず借り手にお願いした次第です。

9番の貸し手は、大病を患われて、息子も近くにおらず耕作できないとのこと で借り手にお願いして作っていただくようにしております。

借り手は女性ですけど、旦那さんの会社関係の方が集団で手伝いに来られて1

0名程度で耕作しているみたいです。問題ないと思います。

6番委員

借り手は、今までどのくらい作っていますか。

2番委員

3町5反くらいだと思います。この農地を足して4町超えると思います。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案8番、9番は計画決定 したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第6号議案8番、9番は、全員一致で決定します。

次に、第6号議案10番から15番までは再設定ですので、一括して上程します。 事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案10番から15番 再設定につき朗読省略

10番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定で、期間は10年です。場所は、7 区JA農業用倉庫付近の圃場です。

11番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、きやま高尾病院そばの圃場です。

12番は、高齢化による使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、7区野口集落南側の圃場です。

13番は、高齢化による貸借権の再設定です。期間は5年で、賃借料は10アール あたり30kgです。場所は、基山鹿毛病院南側の圃場です。

14番は、期間満了に伴う賃借権の再設定です。期間は5年で、1筆30kgです。 場所は、大興善寺駐車場付近、田原線沿いの圃場です。 15番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。期間は5年です。場所は、大興善寺付近の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

10番の借り手は、貸し手と親子関係で一緒に住んであります。借り手は、会社を定年退職されて農業一本でやっております。問題ないと思います。

10番委員

11番の貸し手は、福岡の方でサラリーマンをしており、農業をやる意欲はありません。借り手は、前回から契約を結んでおりますが、継続して契約を更新します。非常に良く耕されており問題ありません。

農地利用最適化推進委員(長野・小倉地区)

12番の借り手は、この他にも30アールほど利用権の設定を結んでおり、野口地区の遊休農地の解消に積極的に取り組んでおり問題ないと思われます。今まで3年だった契約を今回の更新では5年に延ばされており、やる気十分です。

11番委員

13番の貸し手が倒れられて、現在入院されています。借り手が今までも作っておりますが、これからも作っていただくとの事です。問題ないと思います。

3番委員

14番と15番の借り手は、前回の農業委員でもあり、体力的にも元気にやっており問題ないと思います。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案10番から15番は計画決 定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議長

第6号議案10番から15番は、全員一致で決定します。

次に、第6号議案16番ですが、関係者がいらっしゃいますので、一時退室をお 願いいたします。

一 2番委員 退室 一

議長

では、再開します。

第6号議案16番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案16番 再設定のため朗読省略

16番は、高齢化による賃借権の再設定です。期間は5年で、10アールあたり30 kgです。場所は、園部共乾そばの圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

農地利用最適化推進委員 (園部地区)

問題ないと思います。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第6号議案16番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

一 2番委員 入室 一

議長

第6号議案16番は、全員一致で決定します。

では、第6号議案17番から19番まで、事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案17番から19番 再設定のため朗読省略

17番は、農業廃止による賃借権の再設定です。期間は3年で、1筆あたり20,000円です。場所は、きやま高尾病院北側の圃場です。

18番は、期間満了に伴う利用権の設定ですが、前回は賃借権を設定されておりましたが、今回は使用貸借権で設定されております。場所は、菖蒲坂ため池付近の圃場です。

19番は、相手方の要望により使用貸借権を再設定されます。期間は3年です。場所は、龍光徳寺の駐車場付近の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

17番の貸し手は、昨年父親から相続を受けたのですが、貸し手は、勤め人で 機械も持ってなく、今まで通り借り手に作って頂きたいようです。

7番委員

18番は、特に問題ないと思います。

4番委員

19番の農地は、猪の被害が激しいところになっておりますが、非常に管理を良くされており、被害は最小限におさめられています。借り手も継続して作る意志があり問題ないと思います。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第6号議案17番から19番は計画決 定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

では、第6号議案17番から19番は、全員一致で決定します。 ここで一度休憩を挟みたいと思います。

— 10分休憩 —

議長

再開します。報告第6号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用につ

いて届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第6号説明

この件については、1,547 ㎡の農地に54.41 ㎡の農業用倉庫を設置するため、届出がありました。これについては、平成30年2月20日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

前回の農業委員会で農振除外の説明があっております。今回、転用の申請が行われております。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、報告第6号を終わります。 次に報告第7号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理した ことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第7号1番、2番説明

この件につきましては、関係する報告ですので一括して報告します。それぞれ 第6号議案4番、5番の前段の解約です。

1番2番共に、高齢による労力不足により解約の届出がありました。これにつきましては、平成30年1月31日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

一 意見なし 一

議長

意見がないようでしたら、1番2番を終わります。次に3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第7号3番説明

この件につきましては、借り人の要望により解約の届出がありました。これにつきましては、平成30年1月31日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

合意解約の後は、所有者が野菜を作られるそうです。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、3番を終わります。次に4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第7号4番説明

この件につきましては、借り人の要望により解約の届出がありました。これにつきましては、平成30年2月21日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

8番委員

借り手が入院してしまい、作業ができる状況ではなくなり解約となりました。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、4番を終わります。

次に、その他・盛土届について、認定を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

その他説明

この件につきましては、1筆の田が5枚ほどに別れていて、段がついております。あぜに沿って50cmほど盛土をすることによって、奥の田への進入路を確保し、作業効率を上げて耕作をしやすくするものです。周辺農地の承諾及び農業委員さんの確認はいただいております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

農地利用最適化推進委員(園部地区)

進入路を作ることで先々借り手もつきやすいのではないかと、所有者と話をして申請にいたりました。

議長

他に意見はありませんか。なければその他・盛土届について、認定をされる方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

その他については、全員一致により認定します。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年3月1日

署名人

議 長

委 員

委員